

# ■天草・路木ダム訴訟でダムの違法性を認定

熊本県弁護士会 加藤 修

2014年2月28日、熊本地方裁判所（片山昭人裁判長）は路木ダム訴訟判決において、路木ダムの違法性を認めて判決確定後の支出を差止めました。この裁判は、2009年に天草の住民29名が路木ダム建設の公金の返還と差止を求めて起こした住民訴訟です。路木ダムは治水、利水の多目的ダムとして計画されました。

裁判は当初本人訴訟として出発しましたが、途中から札幌の市川守弘弁護士が受任し、その後熊本の小林法子弁護士及び当職が加わりました。

判決は、まず、被告の主張する路木集落の過去の洪水被害については「(証拠に照らすと) 昭和57年7月及び平成18年豪雨の際において、路木川の堤防決壊や路木集落における家屋の浸水被害は発生しなかったことが優に認められるというべきである」として「県知事には最も重大な考慮要素の1つについて重大な事実誤認があったというべきである」とし、「本件計画は重要な事実の基礎を欠くものであり裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用して違法である」としました。

また、破堤想定については「本件破堤想定は、本件マニュアル及び本件国交省回答に反するものであって、合理性の欠如が明らかであるというべきである」、「本件計画規模を前提としても、本件破堤は発生しえないのである」、「本件治水安全度の確保のために、洪水調整施設として路木ダムを建設する必要性は認められない」としました。

さらに、費用便益比については、仮に破堤が起こったとしても「床上浸水とされている家屋11棟はすべて床下浸水となり、適用される被害率が大幅に小さいものになる」、「費用便益比は、原告らの算出によれば、0.91をさらに下回ることになると考えられる」としました。

そして、判決は結論として「本件整備計画等の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとなっている」と言うべきでありしたがって、本件整備計画等は県知事の裁量権の範囲を逸脱し又は、これを濫用したものである」と結論しています。

県は、住民の意見を全く聞かずに工事を進め、路木ダムはほぼ完成してしまいました。県知事への賠償請求は、故意過失が認められないという理由で棄却され、利水の必要性については認められてしまいましたが、ダム

の違法性をはっきり認めた判決として、大いに評価できるものです。

違法なダムを推し進めた結果、貴重な自然を破壊して公金を浪費した熊本県の責任は免れるものではありません。全国を飛び回っている市川弁護士によれば、「この路木地区は、四万十川より清い川、宮崎の綾の落葉樹林より貴重な自然が残っている」とのことです。また、路木川が流れ込む羊角湾のダメージも大きなものがあります。この自然を破壊することは、県民の貴重な財産を破壊することです。

この判決は、真正面からダムの違法性を認めた点で画期的なものであり、必要性のないダムとして争っている全国の仲間たちを励ますものです。

県はこの判決を不服として控訴しました。私達も付帯控訴して、更に県知事の責任と利水の違法性を求めて闘い続ける決意です。



原告団での判決報告集会の様子